

**東京都、東京都医師会、地区医師会、在宅医療支援
医療機関、訪問看護ST等の協働による
自宅療養者等医療支援強化事業**

東京都医師会

副会長 平川 博之

理事 西田 伸一

1. 新型コロナウイルス感染症 自宅療養者等に対する医療支援強化事業

開始時期：4月下旬～

実施地域：東京都全域

2. 自宅療養者支援等に係る酸素濃縮装置活用事業

開始時期：7月下旬～

3. 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に対する 訪問看護師と連携した医療支援強化事業

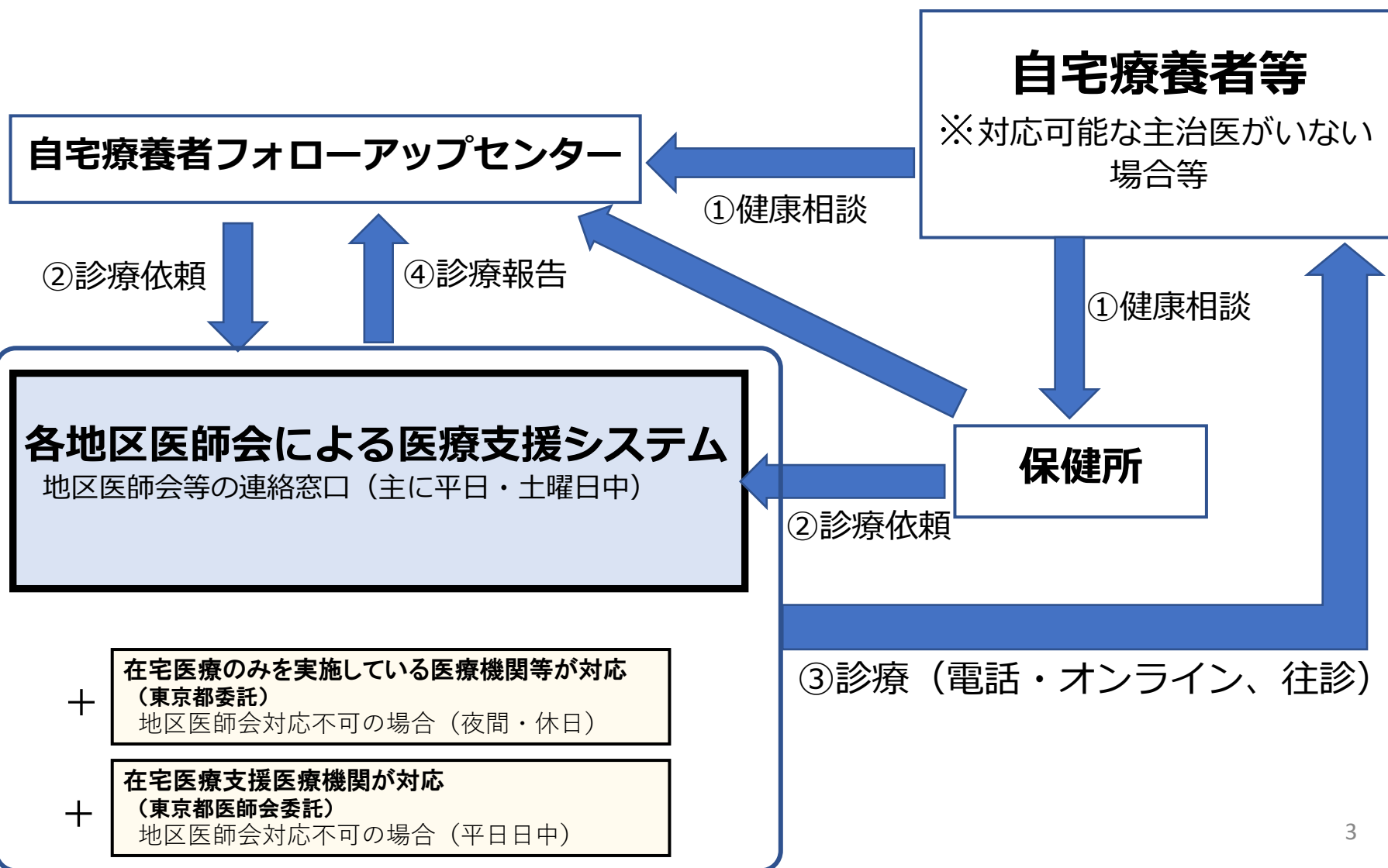
開始時期：8月下旬～

4. 自宅療養者等に対するオンライン診療システムを 活用した遠隔診療

開始時期：9月上旬～（予定）

実施地域：まずは多摩地域を対象に開始

新型コロナウイルス感染症 自宅療養者等に対する医療支援強化事業



地域における自宅療養者等に対する医療支援 強化事業の実施状況（都内54地区医師会）

7月28日 8月31日

事業実施	2 1	3 2
------	-----	-----

地域独自型	1 0	1 3
-------	-----	-----

検討中	1 4	4
-----	-----	---

(9月から2地区実施)

未実施	9	5
-----	---	---

地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業実績 (速報値)

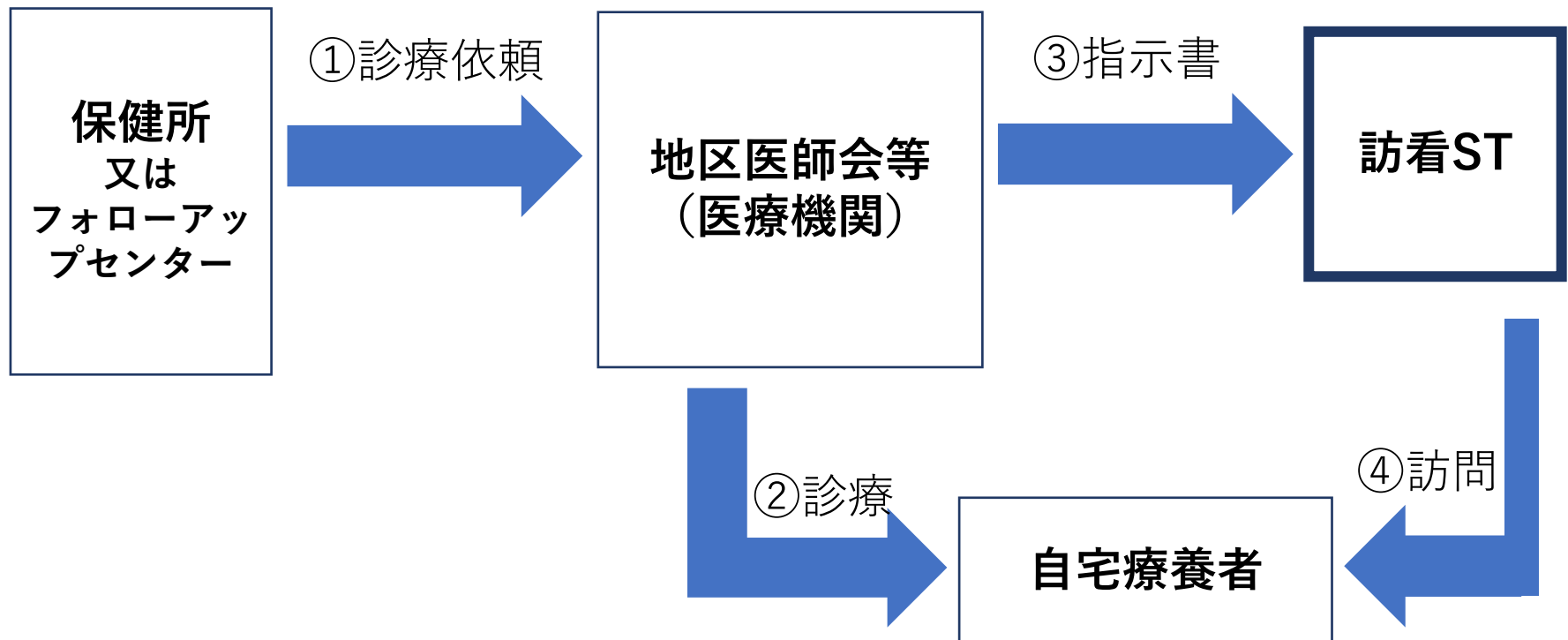
依頼元	診療内容	4月	5月	6月	7月	8月	合計
フォローアップセンター 依頼分	電話・オンライン診療	11	43	36	209	143	442
	往診	5	61	47	174	81	368
	計	16	104	83	383	224	810
保健所依頼分	電話・オンライン診療	1	31	28	205	456	721
	往診	0	46	38	108	327	519
	計	1	77	66	313	783	1240
合計	電話・オンライン診療	12	74	64	414	599	1163
	往診	5	107	85	282	408	887
	計	17	181	149	696	1007	2050

※4月は20日から30日までの集計、8月は1日から14日までの集計

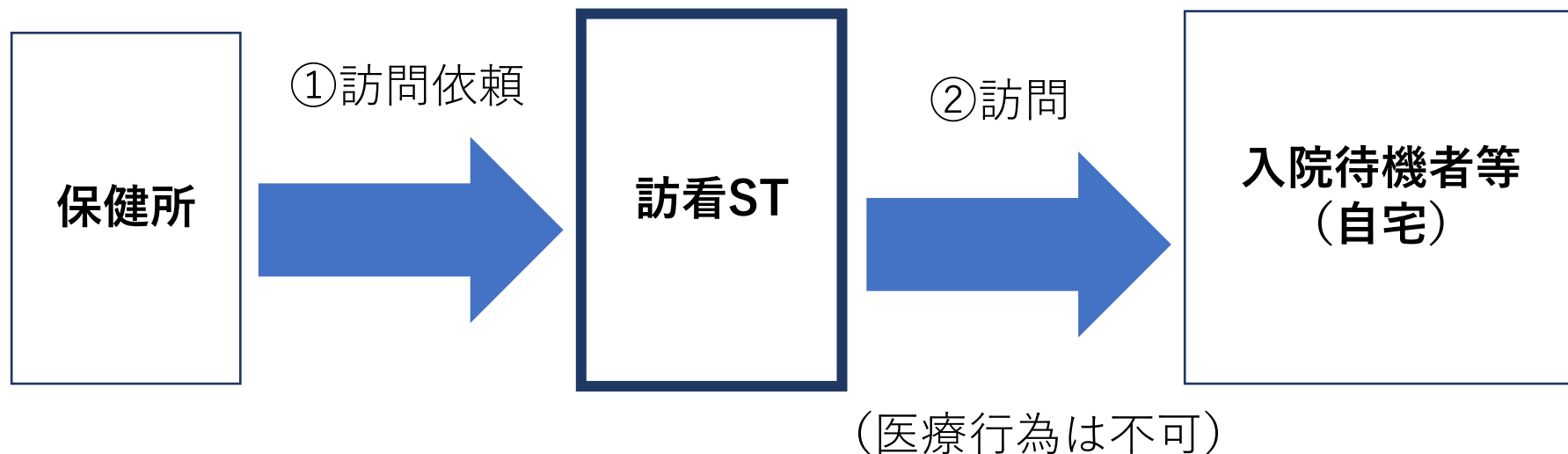
新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に対する 訪問看護師と連携した医療支援強化事業

【運用パターン】

(1) 医療機関からの指示で訪問看護を実施



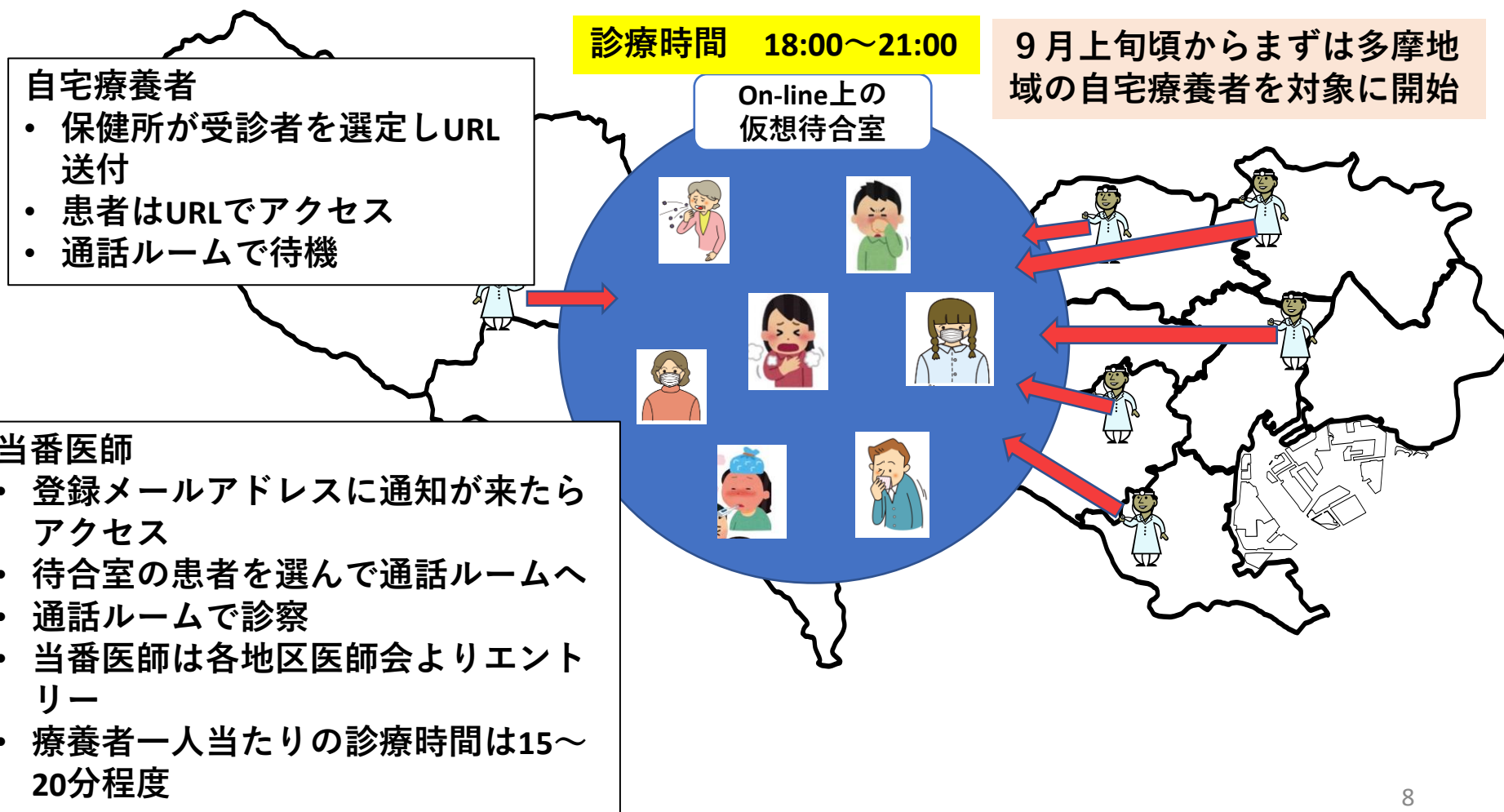
(2) 保健所からの指示で訪問看護を実施



- ◆東京都と一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会が委託契約
- ※地区支部ごとに各地区医師会と調整のうえ当番体制等を構築

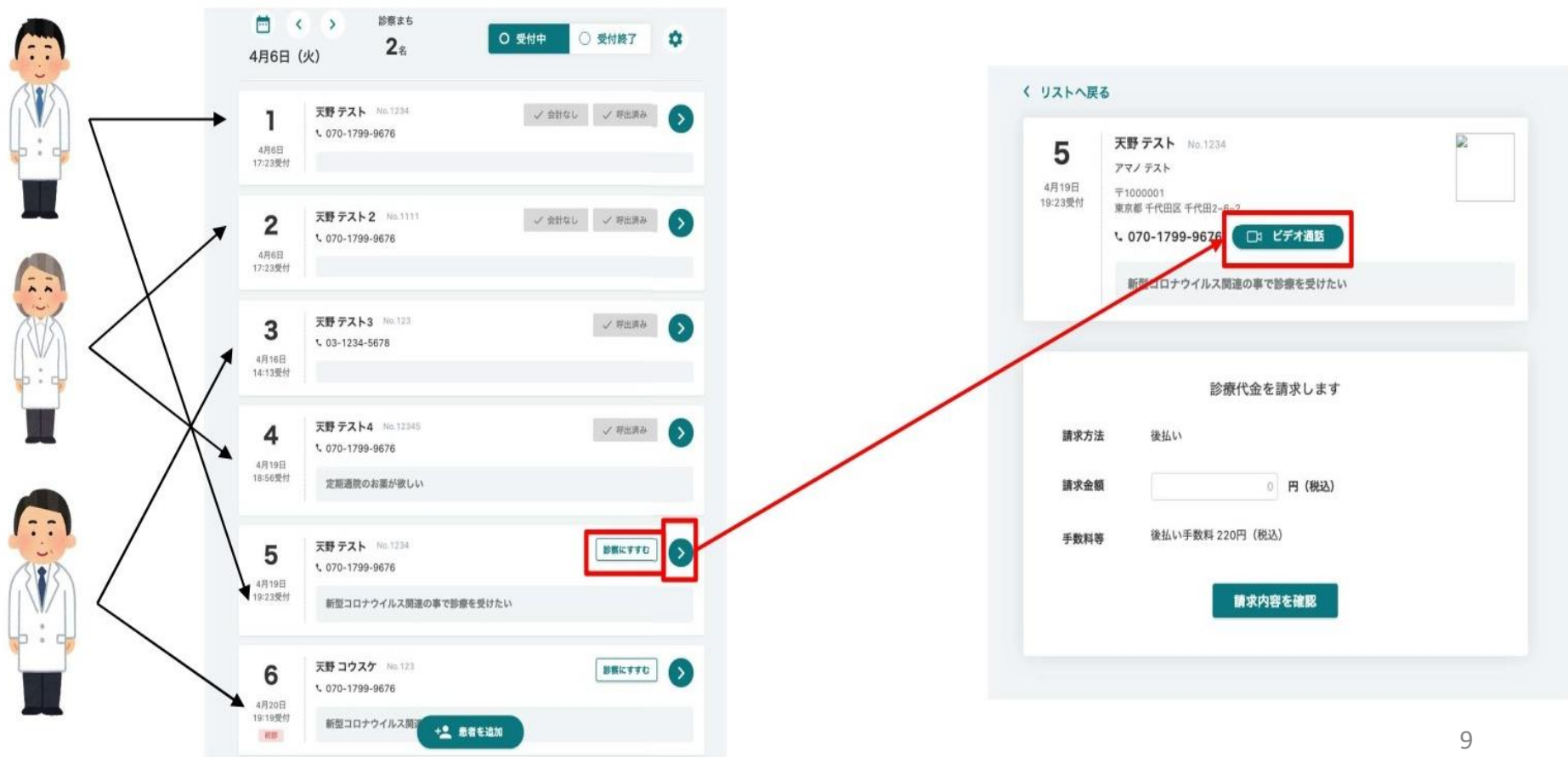
自宅療養者等に対するオンライン診療システムを活用した遠隔診療

※MICIN社curon typeCを用いたビデオ通話ルームによる多対多のon-line診療イメージ



オンライン診療システムを活用した遠隔診療のイメージ

当番医は実施時間（平日18時～21時）にシステムにアクセスし、受診希望患者がいる場合「診療にすすむ」をタップ、ビデオ通話ルームに入室し、患者を診察する。複数の患者がいる場合は、画面上の一番上にいる患者から対応する。診察はオンラインに限らず電話でも可能。



各地区医師会における体制構築のイメージ

パターン 1

・地区医師会が24時間対応

パターン 2

・夜間・休日は、曜日等に応じて
都が委託する在宅医療のみを実施
する医療機関等に対応実施

パターン 3

・夜間・休日は、都が委託する在
宅医療のみを実施する医療機関等
で対応

パターン 4

・都医師会がオンライン診療シス
テムを活用し都内全域で対応

	診療（電話・オンライン、往診）	診療（電話・オンライン、往診）	診療（電話・オンライン、往診）	診療（オンライン・電話）
平日日中 土曜日中	地区医師会にて対応 (在宅医療のみを実施する医療機関等と連携可)	地区医師会にて対応 (在宅医療のみを実施する医療機関等と連携可)	地区医師会にて対応 (在宅医療のみを実施する医療機関等と連携可)	都医師会にて対応 (ビデオ通話ルームによる 多対多のオンライン・電話診療)
夜間・休日				
		都が委託する在宅医療のみを実施する医療機関等にて対応	都が委託する在宅医療のみを実施する医療機関等にて対応	

※都が委託する在宅医療のみを実施する医療機関等が対応する時間 ①月曜から金曜…19時～翌朝6時 ②土曜…18時～翌朝6時 ③日曜・祝日…6時～翌朝6時

- ①各地区医師会は、パターン1や2のように、地域の実情に応じ、夜間・休日も含め体制整備に取り組む
- ②各地区医師会において、夜間・休日の体制確保が困難な場合、保健所及びフォローアップセンターは、都が確保する夜間・休日において全都的に対応可能な在宅医療のみを実施する医療機関等（連携先候補：株式会社ファストドクター等）を活用する
- ③在宅医療のみを実施する医療機関等との連携については、各地区医師会がそれぞれ独自に地域の医療機関等と連携可（複数の医療機関等との連携も可能）
連携する診療内容や曜日・時間帯等は、柔軟に対応可（例：往診のみ連携、土曜日午後と日曜祝日のみ連携）
- ④感染拡大時に他のパターンに切り替えることも可（例：平常時パターン3⇒感染拡大時パターン2）
- ⑤パターン4として、各地区医師会の協力を得て、オンライン・電話診療が可能な医師が参画し、都全域の自宅療養者を対象としたビデオ通話システム活用による遠隔診療を実施（当面の間、平日18時～21時の時間帯に実施）